

子どもを預けるとき

お子さんが小学校に入学するまでの間利用できる保育施設や制度には、次のようなものがあります。できるだけ見学をして、預かる時間、保育の内容、利用料や設備等を事前に十分に確認してから利用してください。

★保育施設の種類

	内 容	電話番号
保育園 (認可)	○保護者・同居の家族のお仕事や病気などの事情があるご家庭から、日中お子さんをお預かりするとともに、心身の健全な発達を図ります。 <保育料>各家庭の所得税額や市民税額により決まります。 <対象児童の年齢・保育時間> 園により異なります。	区役所の保育児童課 または保育園へ (P13~16 参照)
幼稚園	○幼児が年齢に応じた楽しい遊びを通じて、総合的な学習をする教育施設です。 <保育料・児童の年齢・就園時間> 園により異なります。	幼稚園へ (P18~23 参照)
認可外保育施設	○保護者の希望に応じて保育をする施設です。保育園・幼稚園では預からない夜間や休日の保育を実施する施設もあります。なお、一時預かりを実施する施設もあります。 <保育料・対象児童の年齢・保育時間> 施設により異なります。	認可外保育施設へ (P17 参照)
保育園の一時預かり	○保育園に通っていないお子さんを、下記のような事情があるときに、一時お預かりします。 ①保護者の週に2~3日程度の就労等 ②保護者の病気・出産・冠婚葬祭等 ③保護者の育児疲れの解消等 <1日の利用料> 園に直接問い合わせてください <保育時間> (概ね平日の8:30~16:30) 園に直接問い合わせてください	保育園へ (P13~16 参照)